

第 5 1 回
東 小 川 土 地 区 画 整 理
審 議 会 議 事 録

日時：平成21年11月25日（水）
午前9：55～午前11：00
場所：焼津市役所 議会庁舎 第5委員会室

焼津市 都市住宅部 区画整理課

第51回東小川土地区画整理審議会議事録

日 時 : 平成21年11月25日(水) 午前9:55～午前11:00
 場 所 : 焼津市役所 議会庁舎 第5委員会室
 報告事項 : 仮換地指定変更(軽微な変更)について
 議 事 : 第1号議案 ①会長及び副会長の選出について
 ②委員の議席抽選について
 : 第2号議案 第32回仮換地指定(変更)について(諮問議案)
 : 第3号議案 保留地の設定について(諮問議案)
 出席委員 : 五条光男 高橋嘉一 山田輝夫 曾根福二 増田義郎 吉永 勝
 高松敏明 鈴木 賢 増田隆一 梅本錠一
 市出席者 : 岩谷区画整理課長 鈴木工事担当主幹 増田事業管理担当主幹
 増井換地清算担当係長 鈴木補償担当係長 藤岡主任主査
 増田主査 小林主事

(午前9時55分 開会)

岩谷課長 : 挨拶
 増田主幹 : 座長の選出ですが、どなたか座長を指名していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
 高松委員 : 前会長の五条さんにやってもらったら良いと思います。
 増田主幹 : 五条委員というご意見がありましたので、五条委員に座長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
 各 委 員 : 異議なし。
 増田主幹 : それでは、五条委員に会長が決まるまでの間、議事を進行していただきたいと思います。よろしくお願いします。
 五条座長 : ご指名により、会長選出までの間、座長の職を務めさせていただきます。それでは、第1号議案①の会長及び副会長の選出についてお諮りいたします。どのような方法で選出したらよろしいでしょうか。
 高松委員 : 推薦による方法が良いと思います。
 五条座長 : ただいま、推薦による方法が良いという発言がございました。
 各 委 員 : 異議なし。
 五条座長 : 異議ございませんか。では、推薦による方法と決定させていただきます。それでは、会長及び副会長の推薦をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
 高松委員 : 前会長の五条さんと、副会長高橋さんをお願いしたらと思いますが、いかがでしょうか。
 各 委 員 : 異議なし。
 五条委員 : ただいま、高松委員から発言がございまして、前会長の五条と前副会長の高橋委員の推薦がございましたが異議ございませんようですので、会長に私五条と副会長を高橋委員をお願いすることに決定いたしました。ありがとうございました。

- 増田主幹 : それでは、議事に入りたいと思います。会長に進行をお願いいたします。
- 五条会長 : それでは、議事に入ります。1号議案②委員の議席の抽選について、当局より説明を求めます。
- 増田主幹 : 議席抽選について説明。
…抽選…
- 増田主幹 : 抽選が終わりました。1番山田委員、2番曾根委員、3番増田義郎委員、4番吉永委員、5番高松委員、6番鈴木委員、7番増田隆一委員、8番梅本委員。以上のように決定しました。
…席替え…
- 増田主幹 : ありがとうございます。それでは再び会長の進行により次第4からお願いいたします。
- 五条会長 : 挨拶
- 高橋副会長 : 挨拶
- 五条会長 : それでは、議事を続けます。本日の議事録署名人は、山田委員と曾根委員、両名にお願いします。
報告事項、仮換地指定変更（軽微な変更）について、当局より説明を求めます。
- 増井係長 : 報告事項について説明。
- 五条会長 : 質問、ご意見ありましたら承ります。
ないようですので、次に移ります。第2号議案仮換地指定について、第3号議案保留地の設定について、関連がありますので、一括して当局より説明を求めます。
- 増井係長 : 第2号議案について説明。
第3号議案について説明。
- 五条会長 : それでは、質問、ご意見を承りたいと思います。ございませんか。
この辺で地価はおおよそいくら。市場価格より区画整理の保留地の方が高いんじゃないかっていうような感じがするけど。
- 増井係長 : 付保留地については時価との乖離が広がったため、不動産鑑定等を併せて見て、実勢価格までは達していませんが、それに合わせていく形で毎年単価の見直しを行っています。一般保留地で販売する分については、1カ所ずつ鑑定評価を取っています。
- 五条会長 : 付保留地は欲しい人は少しくらい高くても買うだろうけど、一般保留地はねえ。中学校の横の保留地は問い合わせなんかはあるの。
- 増井係長 : 問い合わせも何件かありましたが、そちらについては昨日お申込みをいただいたところですよ。
- 五条会長 : 他になにか質問等ございませんか。
- 高松委員 : <焼津市情報公開条例 第7条(2)に該当のため削除>
- 増井係長 : <焼津市情報公開条例 第7条(2)に該当のため削除>
- 五条会長 : それによって、市が買う土地が増えてしまったわけではないの。
- 増井係長 : 中学校の付保留地は、将来的には市で買わなければならないものですが、先行して個人の方の土地を買収して市に名義を変えることによって、市の

仮換地となり付保留地が減っていくということになります。

五条会長 : その他質問などございませんか。なければ採決に入ります。第2号議案について賛成の方、挙手願います。

<全員挙手>

五条会長 : 全員一致で可決されました。ありがとうございます。続きまして、第3号議案について賛成の方、挙手願います。

<全員挙手>

五条会長 : ありがとうございます。挙手全員で可決されました。以上で本日の議題は終わります。ありがとうございます。議事は終わりましたが、何か質問、ご意見等ありましたら承りたいと思います。

増田義郎委員 : 8街区の仮換地がまだ決まっていますが、事業はあと2、3年で終わるということですが、見通しは。

岩谷課長 : 事業計画上の残事業費まですべて出しまして、あと2年くらいでその事業費を確保できるという見通しがつきましたので、事業が終わるという話をさせていただきました。未指定個所については、生活している方の意向に沿うようにできる限りのことをやっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

増田義郎委員 : <焼津市情報公開条例 第7条(3)に該当のため削除>

岩谷課長 : <焼津市情報公開条例 第7条(3)に該当のため削除>

五条会長 : 他に何かございませんか。

鈴木委員 : 内閣が変わりましたが、交付金なんかはどういう目安でついているんですか。

岩谷課長 : まちづくり交付金の東小川の残事業費はあまりありません。ただ、堅小路線の真ん中あたりの私道の取り合いなど、関連事業をまちづくり交付金でお願いしているものがあります。その辺については、事業仕分のなかでそういった事業は地方へ移管したほうがいいのかという結論になってはいますが、すぐにはできる話ではないと思っています。他にも見直しが入っていて、公共事業3割カットといわれていますが、残事業費があまり多くないものですから、東小川の方へ充当していこうかと考えております。会下ノ島石津地区は力を入れておりますので、来年度12億円位お願いしている中で、若干あおりをくうかなあと考えております。

五条会長 : 他にございませんか?なければ終了します。それでは第51回東小川土地区画整理審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午前11時00分 終了